◇「改葬」手続きの流れについて◇

1. 「改葬許可願」に必要事項を記入していただき、町民生活課までご提出ください。

※墓地を撤去される場合には、同時に「行政（墓地）財産借受返納申請書」もご提出ください。

※「改葬許可願」は死亡者１名につき１枚必要です。５名の場合は５枚の許可願の提出が必要です。

1. 町にて「改葬許可願」を受理後、「改葬許可証」を発行します。

（決裁・発行に１週間ほどお時間をいただく場合がございます）

1. 墓石の撤去が終わりましたら、町民生活課までご連絡ください。

担当が現場にて墓石が撤去されていることを確認し、終了となります。